◎申告会場に持参するもの

- ・給与および年金所得の方は、平成21年分の源泉徴収票
- ・営業(事業)・不動産所得のある方は、収入金額や経費がわかる帳簿
- ・平成21年1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税・後期高齢者保険料や介護 保険料・国民年金の領収書および生命保険・地震保険(または、旧長期損害保険)の控除証 明書
- ・医療費控除を受ける方は医療費の領収書など**(あらかじめ1年間の医療費および保険給付額を集計しておいてください)**
- ・寄附金控除を受ける方は、寄附した相手先から発行された「平成21年分 寄附金受領証明書」(「寄附金受領証明書」がない場合、寄附金控除は受けられません)
- · 印鑑 (認印)
- ・口座振替を希望される方は預金通帳又は口座番号の控えと銀行印

◎農業所得の申告について

農作物(米・野菜等)を作付けし、出荷した方は農業所得の申告が必要です。

「農作物を自家用として作付けしている方」や「田を貸して米でもらっている方」も申告が必要となります。下記書類を持参し申告して下さい。

- ・平成21年産米穀の出荷金額証明書などの収入金がわかる証明書
- (自家用で証明書がない場合は、作付面積・品目・数量などをメモして持参して下さい)
- ・平成21年分とも補償関係の拠出金・受取額のわかるもの(通帳又は農協発行の証明書)
- ・領収書等(あらかじめ収支内訳書や計算書等に項目毎にまとめておいてください)

農業所得簡易計算(農業所得標準)は廃止されています。農業所得のある方は全て収支計算を 行うようお願いいたします。

申告に関する問合わせは 税務課 ☎37-2193 (担当:猪狩)

今年は自宅からネットで申告

国税電子申告・納税システム e — T a x のご利用案内

平成22年1月18日(月)午前8時30分から、所得税の確定申告期限の3月15日(月)までは、24時間利用が可能です。税務署が閉まっている時間でも申告書の提出(送信)ができます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

www.e.-tax.nta.go.jp

平成21年分所得の納税相談が始まります

今年も町・県民税の申告をしていただく時期がまいりました。

この申告は、平成22年度の町・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税・後期高齢者保険料や介護保険料及び所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです(申告がない場合は国民健康保険税・後期高齢者保険料や介護保険料の軽減などが受けられない場合があります)。

月日(曜日)	対象地区等						場所	受付時間			
2月15日(月)	長					老	長老公民館	13:00 ~ 15:30			
2月16日(火)	大					原	横川集落センター				
2月17日(水)	横					Ш					
2月18日休	滑	塚	•		境	沢	 滑津公民館				
2月19日金	滑					津	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
2月22日(月)	再提出の方						七ヶ宿町役場	9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 15:00			
2月23日(火)											
2月24日(水)	峠	田	L_	組·	中	組	遊林館				
2月25日(木)	峠	H	3	٦	<u> </u>	組	处 小 品				
2月26日 金	再提出の方						七ヶ宿町役場				
3月2日(火)	荒					町					
3月3日(水)	仲 町・田 「				田	中	ふれあい館				
3月4日(木)	東					町					
3月5日 金	干					蒲	干蒲公民館	午前の受付は混雑し、お待たせする			
3月8日(月)	瀬	見	原	•	矢	立		時間が長くなっております。			
3月9日(火)	関	1	•		関	2		午後の利用をおすすめいたします。			
3月10日(水)	関	3 •	関	4	• 松	原	活性化センター				
3月11日休	上記日程で都合のつかない方										
3月12日 金	再提出の方										
3月15日(月)	再提出の方						七ヶ宿町役場				

◎申告をしなければならない方

- ・平成22年1月1日現在本町に居住している方。
- ・商業、農業、製造業などの事業を営んでいる方。
- ・譲渡、不動産、配当、利子、雑収入などの所得があった方。
- ・給与所得以外に公的年金(国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など)による所得のあった方。
- ・給与または、公的年金などを2ヶ所以上から受け取っている方。
- ・国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方。

7